

静岡県道路公社料金徴収業務委託契約約款（道路編）

（総則）

- 第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）の委託契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の特記仕様書及び設計書（以下これらの仕様書及び設計書を「設計図書」という。）に従い、この契約（契約書、この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 甲は、業務を達成させるため、業務に関する指示を乙又は乙の責任者、事務補助者若しくは徴収員に対して行うことができる。この場合において、乙又は乙の責任者、事務補助者若しくは徴収員は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
 - 3 乙は、契約書、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲と乙との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
 - 4 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 5 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 6 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 7 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 9 この契約に係る訴訟又は調停の申立てについては、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（業務範囲）

第2条 業務の範囲は次のとおりとする。

- （1）甲が設計図書に定める料金所（以下「料金所」という。）において、通行車両から料金を現金で徴収し領収書を発行すること。
- （2）甲の発行する当該道路回数券の販売及び払い戻しを行うこと。
- （3）料金所において、通行車両から回数券を回収すること。
- （4）料金を徴収しない車両を確認し、通行させること。
- （5）営業帳表類を作成し、甲に報告すること。
- （6）甲の指示に基づき、通行の禁止・制限等の措置を講ずること。
- （7）事務所及び料金所周辺の清掃等を行うこと。
- （8）道路への落下物等の処理を行うこと。
- （9）甲が行う防災訓練に協力すること。
- （10）甲が行う調査及び広報等に協力すること。

(11) 前各号に付随する業務を行うこと。

(遵守事項)

第3条 乙は、必要な知識・実務等の教育・訓練を十分行い、業務を円滑に行うよう努めなければならない。

2 乙は、誠実、正確、迅速、安全を旨とし、善良な管理者の注意をもって業務を行うとともに有料道路の利用者に対するサービス向上に努めなければならない。

3 乙は、業務を行ううえで知り得たすべての機密事項を第三者に漏洩してはならない。

4 乙は、甲の事前の同意なく、本契約に基づき作成する営業成績及び委託箇所の利用者に係る情報を、甲が貸与する事務所以外への持ち出し、又は甲が貸与する備品以外の機器若しくは媒体への複製をしてはならない。

5 業務に関して第三者との間にトラブル等が発生した場合は、乙の責任において処理するものとし、必要に応じて甲に顛末を報告しなければならない。

(月別資金計画書)

第4条 乙は、この契約の締結後10日以内に、業務委託料について設計図書に基づき月別資金計画書(以下「計画書」という。)(様式第1号)を作成し、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により計画書が提出されたときは、遅滞なくこれを審査し、その内容が不相当であると認めるときは、乙に修正を求めることができる。

3 この約款の他の条項の規定により料金徴収期間又は設計図書が変更された場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して計画書の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「甲の請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

(業務の報告)

第5条 乙は、月々の業務を完了したときは、その旨を指定部分完了報告書(様式第2号)に業務日報(様式第3号)及びこの契約に定められた営業帳表類を添付し、毎月5日までに、前月の業務完了状況を甲に報告しなければならない。

2 甲は前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から10日以内に乙の立会いのうえ、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行うものとする。甲は、検査を行ったうえは、その結果を乙に通知しなければならない。(様式第4号)

3 乙は、業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。

(業務委託料の支払)

第6条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、第4条第1項の計画書に基づき、当該月分の業務委託料を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から業務委託料の請求があったときには、請求月の末日までに乙へ支払うものとする。ただし、支払期限日が金融機関の休業日にあたる場合は、その日以前でその日に最も近い金融機関の営業日を支払期限日とする。

3 3月分業務委託料の支払については、前項中「請求月」とあるのは「4月」と読み替えて、前項の規定を準用し、3月分指定部分完了報告書の提出を確認のうえ支払うものとする。

(徴収料金等の保管及び納金)

第7条 乙は、善良な管理者の注意をもって、徴収した料金及び回数券販売代金（以下「徴収金」という。）の保管、輸送を行わなければならない。

2 乙は、徴収金を関係書類と確認を行ったうえで、甲の指定する金融機関の口座へ納入しなければならない。

3 前項の金融機関口座への納入方法は設計図書に定めるところによる。

4 徴収金は、第2項の甲指定金融機関口座へ納入するまで、乙が保管、管理の任を負い、徴収金について盗難保険に加入しなければならない。

また、乙は、加入した保険証券の写しを、契約書に規定する料金徴収期間開始日から15日以内に甲に提出しなければならない。

(通行券等の保管)

第8条 甲は、乙に対し通行券等交付書（様式第5号）により、普通券及び回数券（以下「通行券等」という。）を交付するものとする。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって、通行券等並びに通行料金として回収した回数券の保管を行わなければならない。

3 乙は、前項の通行券等を甲から受領した際は、通行券等受領・返納書（第5-2号）を甲に提出しなければならない。

4 乙は、第1項の回収した回数券を営業帳表類に添付し、毎月5日までに前月分を甲に提出しなければならない。

5 乙は、契約期間が満了したとき又はこの契約が解除されたときは、直ちに未発行の通行券等を甲に返納しなければならない。この際、乙は甲に通行券等受領・返納書（様式第5-2号）を提出しなければならない。

(再委託の禁止及び権利義務の譲渡の禁止)

第9条 乙は、いかなる場合においても、業務の全部又は一部を第三者に再委託し又はこの契約によって生ずる権利義務を譲渡してはならない。

(監督員)

第10条 甲は、この契約に関し監督員を設け、その氏名を乙に通知（様式第6号）しなければならない。監督員を変更した場合も同様とする。

2 監督員は委託業務について責任をもって処理し、この契約に係るもののほか、次のことを行うものとする。

(1) 委託業務を遂行するための業務に関する乙への指示

(2) この契約に関する乙の質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する乙との協議

(4) 業務の進捗確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面（様式第7号）により行わなければならない。

4 この約款に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。

（責任者の配置及び責務）

第11条 乙は、業務を適正かつ厳正に遂行するため、責任者を定め、徴収員とは別途、専任で設計図書に定める配置場所に常駐させなければならない。

2 責任者は業務の実施について責任をもって処理し、主に行うことは次のとおりとする。

（1）徴収員・事務補助者の勤務内容に関する指導・監督を行うこと

（2）徴収金等の照合、保管及び納入に関すること

（3）通行券等の整理・保管に関すること

（4）業務上発生したトラブルへの対応・処理に関すること

（5）回数券の販売及び払い戻しに関すること

（6）営業帳表類の作成・照合に関すること

（7）料金所の車線を確保すべく適正な配置人員の管理・確保を行うこと及び必要時に自ら徴収補助を行うこと

（8）道路路面上への落下物・交通事故・異常気象等の発生時の連絡調整、対応に関すること

（9）甲が乙に貸与する業務に必要な施設、物品等を整理・管理すること

（10）清掃等の実施・監督に関すること

（11）甲の監督員との協議、調整及び甲の監督員への報告、提出に関すること

（12）不在時における上記各号の対応を図ること

3 前項第11号の規定に基づく甲の監督員との承諾・協議・提出・報告は、この契約の定めによるほか、原則として書面（様式第7号）により行わなければならない。

4 乙は、この契約の締結後10日以内に、甲との連絡に使用する会社の印影、責任者の氏名、住所及び甲との連絡に使用する印影を、経歴及び当該責任者と乙との雇用関係を証する書類を添付のうえ、書面（様式第8号）により甲に通知しなければならない。

5 乙が前項にて甲に通知した責任者を変更する場合は、その変更理由書を添付し前項と同様の書面により、変更を行う10日前までに甲に通知しなければならない。

6 甲は、第1項の責任者が不相当と認めるときは、乙にその変更を求めることが出来る。

（事務補助者の配置等）

第12条 乙は、事務補助者を定め、徴収員とは別途、専任で設計図書に定める配置場所に常駐させ、その取り扱いは前条第2項に準ずる。

2 乙は、この契約の締結後1か月以内に、事務補助者の氏名、住所、年齢、経歴及び使用する印影、当該事務補助者と乙との雇用関係を証する書類を添付のうえ、書面（様式第9号）により甲に通知しなければならない。

3 乙が前項にて甲に通知した事務補助者を変更する場合は、その変更理由書を添付し前項と同

様の書面により、変更を行う 10 日前までに甲に通知しなければならない。

- 4 甲は、業務の執行にあたり乙の事務補助者が不相当であると認める場合は、乙に対し事務補助者の変更を求めることが出来る。

(徴収員の配置等)

第13条 乙は、料金徴収期間の徴収員の配置人数について、書面（様式第 10 号、様式第 10-2 号）をこの契約の締結後 1 か月以内に甲に提出し、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

- 2 乙は当月分の勤務計画表(様式第 11 号)を前月の 25 日までに甲に提出しなければならない。ただし、4 月分の勤務計画表については、必要な徴収員の確保等を行ったうえで、雇用契約書の写しを添付して、料金徴収業務を開始する 1 か月前までに甲に提出しなければならない。

- 3 乙は、料金徴収により交通に渋滞をきたすことのないよう、必要に応じた車線数を確保し適正な人員配置をしなければならない。

- 4 責任者及び事務補助者の休暇日には、乙はこれに代わる徴収員を、当該日の徴収業務に従事する者とは別途にそれぞれ配置しなければならない。

- 5 甲は、業務の執行にあたり乙の徴収員に不相当と認める者がある場合は、乙に対し徴収員の変更を求めることが出来る。

- 6 乙は、その責任者、事務補助者、徴収員及び契約締結者の存する事務所の委託業務担当者について、夜間等の連絡体制に係る非常連絡系統図を作成し、料金徴収開始の 5 日前までに甲に提出するものとし、関係職員の採用、退職、転任等の人事異動があった場合には、速やかに変更した非常連絡系統図を甲に提出するものとする。

(料金徴収)

第14条 第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号における業務については、乙は次によりこれを行う。

- (1) 料金徴収業務は、迅速かつ正確に行わなければならない。
- (2) 設計図書に定める料金徴収時間を厳守するとともに、車種区分に基づく料金の徴収及び回数券の回収を行わなければならない。
- (3) 徴収員は、料金所で設計図書に定める料金により回数券の販売を行わなければならない。
- (4) 料金を現金で徴収した際は領収書を利用者に渡さなければならない。受け取らなかった場合は、未受領領収書記録簿（様式第 12 号）に記載のうえ公社が指定する事務所（以下「管理センター又は駐在」という。）に提出しなければならない。未受領領収書の処理後、利用者から領収書の受取を求められた場合は、手書き領収書を発行し管理センター又は駐在にその旨を報告しなければならない。
- (5) 利用者が回数券を提出した場合は、券面記載内容を確認のうえ通行させる。
- (6) 普通券の発行及び回数券の回収時は、速やかに領収日付印をそれぞれの券面へ押印しなければならない。
- (7) 利用者から回数券払い戻しの請求を受けたときの処理は、別紙 1 のとおりとする。
- (8) 乙は、第 2 号及び第 3 号に定める徴収金を第 7 条の規定により甲に納入しなければならないが、毎日の徴収業務時に過不足金を発生させた場合、1 か月単位で相殺し、過不足金

等証明書（様式第 17 号）へ記載のうえ、毎月、翌月 5 日までに管理センター又は駐在へ提出する。相殺した過不足金に不足金が生じた場合はその不足金を料金収入として乙が補填し、過剰金が生じた場合はその過剰金を乙は甲に納めなければならない。この相殺した不足金若しくは過剰金は、当該月の末日分の徴収金と合わせて納金するものとする。

(9) 領収書発行機又は自動料金収受機が、停電等により作動が不能となった場合、甲が交付する通行券で対応する。

(料金を徴収しない車両)

第15条 第2条第1項第4号の料金を徴収しない車両は次のとおりとする。

(1) 道路整備特別措置法〔昭和 31 年法律第 7 号〕第 24 条第 1 項ただし書きに定める道路交通法〔昭和 35 年法律第 105 号〕第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車

(2) 料金を徴収しない車両を定める告示〔平成 19 年国土交通省告示第 1242 号〕（以下「告示」という。）第 1 号から第 4 号に規定する車両

(3) 告示第 5 号の規定に基づき、甲が指定した時間内に通行する車両

(4) 告示第 6 号に規定する車両及び甲に所属する車両で甲の管理業務に使用する車両

(5) 告示第 7 号に規定する車両で甲が指定した車両

2 道路運送法〔昭和 26 年法律第 183 号〕に基づく一般自動車道についても、前項の規定を準用するものとする。

3 甲が発行した通行証を所持する車両については別紙 2 のとおり取り扱うものとする。

4 甲と静岡県警察との間で料金を徴収しないこととした車両については別紙 3 のとおり取り扱うものとする。

5 甲と海上保安庁下田海上保安部との間で料金を徴収しないこととした車両については別紙 4 のとおり取り扱うものとする。

6 緊急消防援助隊車両については別紙 5 のとおり取り扱うものとする。

7 アメリカ合衆国軍用車両については別紙 6 のとおり取り扱うものとする。

8 甲と静岡県知事の間で締結した「災害時における有料道路等の一时无料開放に関する協定書」に基づき、甲が指定した時間内に甲が指定した区間を通行する車両

9 前各項により通行した車両台数及びその内訳について、乙は料金を徴収しない車両等内訳書（様式第 14 号）により管理センター又は駐在に報告しなければならない。

(営業帳表類の作成)

第16条 第2条第1項第5号に定める乙が作成する営業帳表類は、別紙 7 のとおりとする。

(通行の禁止、制限等)

第17条 第2条第1項第6号の異常気象時・道路災害時・大規模地震発生時・東海地震警戒宣言発令時等の措置は、設計図書に定めるところによる。

(清掃等)

第18条 第2条第1項第7号に定める乙が行う清掃等は、事務所、料金所周辺の清掃及びそれに伴い発生したゴミ等の回収のほか、甲が植栽したフラワーポット及びアイランド部分の草花へ

の灌水・管理を含む。

2 乙の持ち込み物により発生したゴミは、乙が責任を持って処分するものとする。

(落下物等)

第19条 第2条第1項第8号に定める乙が行う落下物の処理について、道路走行中に落下物を発見した場合若しくは落下物等の通報又は情報を得た場合は、乙はこの除去を行わなければならない。ただし、落下物除去に際し危険を伴う場合は応急措置を行い、至急管理センター又は駐在に連絡するものとする。

(障害者割引)

第20条 乙は、利用者から障害者割引適用の申し出があった場合、別紙8のとおり取り扱うものとする。

(不正通行車両)

第21条 乙は、料金所において不正に料金を免れようとする通行車両があったときは、料金所の通過を制止するよう努め、制止に応じないで通過した通行車両があったときは、直ちに車両番号、車種、色等の特徴を確認したうえで、料金未払(逃亡)車両報告書(様式第22号)を作成し管理センター又は駐在に報告しなければならない。

(つり銭準備金)

第22条 料金所で必要なつり銭準備金は乙が用意しなければならない。

また、必要つり銭準備金の調達に要する費用は乙の負担とする。

(制服の着用等)

第23条 乙は、責任者及び事務補助者には名札を、徴収員には名札及びあらかじめ甲の同意を得た制服(制帽を含む)を、それぞれ着用させなければならない。

また、料金所内での徴収時には、徴収員の写真入りネームプレート及び受託者名を料金所外に掲示し、利用者が徴収員名等を識別できるようにしなければならない。

(交通事故の対応)

第24条 交通事故の通報又は情報を得た場合は、乙は次のとおり処理を行うものとする。

- (1) 情報提供者・通報者から、交通事故発生の場所及び状況、並びに死傷者の有無とその状態について収集する。
- (2) 利用者から情報を得た場合には、後続2～3台からも前号の情報を確認する。
- (3) 管理センター又は駐在へ事故の概要を直ちに報告する。ただし、管理センター又は駐在の勤務時間外の場合は、第13条第6項に規定する非常連絡系統図により報告するものとする。
- (4) 管理センター又は駐在から指示があった場合、料金所の進入レーンにバリケード及び別紙9の通行止規制標識(301)を設置する。
- (5) 管理センター又は駐在から指示があった場合、料金所から道路情報板の操作が可能な道路は、道路情報板を表示させる。
- (6) 利用者から求められた場合、警察署・消防署等に連絡し、併せて管理センター又は駐在に報告する。

(7) 収集した情報、対応状況等を交通事故等速報（様式第 23 号）により、管理センター又は駐在に報告する。

(休日等における交通事故等の対応)

第24条の2 次の各号に掲げる日において、乙は、交通事故等の通報又は情報を得た場合には、前条の定めには拘らず、現場確認、事故調書の作成等の業務を行うものとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (4) 12 月 29 日から 1 月 3 日まで

2 前項の「業務」とは、次に掲げる業務とする。

- (1) 事故等の現場確認
- (2) 現場における安全確保のために必要な措置
- (3) 警察署・消防署等への連絡
- (4) 重大事故等発生時における甲への通報
- (5) 事故速報、事故調書類の作成及び甲への提出
- (6) 公社施設に被害がある場合、当該被害の原因者からの誓約書の徴取及び甲への提出
- (7) 警察が行う現場調査等への協力

3 乙は、前項に掲げる業務を遂行することが困難であると認められる場合は、直ちに甲に連絡するものとし、甲は、必要な指示及び支援を行うものとする。

(監督、検査等)

第25条 甲は、乙に対し、業務に関して監督又は検査を行い必要な指示をすることができるものとし、必要に応じて報告を求めることができる。乙はこれに従わなければならない。

(貸与施設等)

第26条 甲は設計図書に定める施設、物品（以下「貸与施設等」という。）を、料金徴収期間中、施設等貸与書（様式第 24 号）により乙に無償で貸与するものとする。

2 乙は、前項の貸与施設等を甲から受領した場合及び甲に返納する場合は、貸与施設等受領・返納書（様式第 24-2 号）を甲に提出しなければならない。

3 乙は、貸与施設等を善良な管理者の注意をもって、貸与施設等調書（様式第 25 号）により維持管理しなければならない。

4 乙は、乙が管理すべき貸与施設等が故意又は過失により滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内にその代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

5 乙は、甲が管理すべき貸与施設等に修繕の必要が生じた場合は、その都度管理センター又は駐在へ修繕依頼書（様式第 26 号）を提出するものとする。

6 乙は、第 1 項の貸与施設に自動車が含まれるときは自動車保険（自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保険を除く）に加入するものとし、保険証券の写しを、この契約による料

金徴収の開始日から 15 日以内に甲に提出しなければならない。

(費用負担)

第27条 乙は、設計図書で甲が負担するものと定めたもの以外は、業務の遂行に要する全ての経費を負担するものとする。

(委託業務の内容の変更)

第28条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 甲は業務の全部又は一部が履行されなかったときは、その期間に相当する委託料の額を減ずることが出来るものとする。

(損害賠償責任)

第29条 乙は、次のいずれかに該当したときは、その損害額を賠償しなければならない。

- (1) 乙が業務の実施又は契約の不履行により、甲又は第三者に損害を与えた場合。
- (2) この契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合。

なお、この場合の損害額は、契約額の 10 分の 1 に相当する額とする。

(契約の解除)

第30条 甲又は乙は、天災その他自らの責に帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、乙が次のいずれかに該当するときはこの契約を解除することが出来る。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 責任者を配置しなかったとき。
- (3) 前 2 号に掲げるほか、この契約に違反し、又はその違反により業務が達成出来ないとき。
- (4) 受託者として不適当であると認められる事実が発生したとき。
- (5) 入札又は契約への応募資格条件を満たしていないことが判明したとき。
- (6) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体

イ 役員等（役員又はその支店若しくは常時料金徴収業務、警備業務、庁舎等管理業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴対法第 2 条第 6 号の暴力団員（以下イにおいて「暴力団員」という。）及び暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

ウ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ アからエまでに該当するもののほか、役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

3 乙は、前各項の規定による契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対しその損害の賠償を請求することが出来ない。

(業務委託料の精算)

第31条 甲又は乙が前条の規定によりこの契約を解除した場合は、業務委託料を甲が認める既履行部分に相当する金額をもって精算するものとする。

(業務の完了)

第32条 乙は、業務を完了したときは業務委託完了報告書(様式第27号)によりその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を実施し、当該検査の結果を乙に通知(様式第28号)しなければならない。

3 甲が前項の規定により検査に合格した旨の通知をしたときは、業務が完了したものとする。

4 乙は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに甲の指示事項を修補して甲の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とする。

5 第5条第1項の指定部分完了報告書のうち3月分については、第3項の検査に合格した日、若しくは前項の修補が完了した日をもって当該月分を報告するものとし、第5条第2項及び第5条第3項の検査は、第3項の検査に合格、若しくは第4項の修補が完了することで合格したものとみなす。

6 乙は、業務を完了するに際しては、完了時以降に業務を行う者が実施する事前研修に対して協力しなければならない。

(契約外の事項)

第33条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。